

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画 構成案

第二期計画		第三期計画（案）		備考	
<b>第1部 計画の概要</b>		<b>第1部 計画の概要</b>			
1. 計画策定の趣旨		1. 計画策定の趣旨		任意5	
2. 計画の位置付け		2. 計画の位置付け			
3. 計画期間		3. 計画期間		任意6	
4. 計画の内容		4. 計画の内容			
5. 計画の策定・推進		5. 子ども・子育てをめぐる動き			(新設) 第二期計画策定から国の施策が大きく変わっている点を記載
<b>第2部 計画の考え方</b>		<b>第2部 子ども・子育ての現状と今後</b>			第3部から第2部へ移設
1. 基本理念		1. 子ども・子育てを取り巻く環境			(新設) 第二期計画の第3部の内容を移設
2. 基本方針		2. 第二期子ども・子育て支援事業計画の評価			第二期計画の第4部の内容を移設
		3. ニーズ調査の結果(抜粋)			(新設) 第二期計画の第1部の内容を移設
		4. 今後の課題			(新設) 第二期計画の第3部の内容を移設
<b>第3部 子ども・子育ての現状と今後</b>		<b>第3部 計画の考え方</b>			第2部から第3部へ移設
1. 人口・世帯数の状況		1. 基本理念		任意1	
2. 結婚・出産の状況		2. 基本方針			
3. 将来人口の見通し					
4. 就労状況					
5. 教育・保育資源の状況					
<b>第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価</b>		<b>第4部 事業計画</b>			第5部から第4部へ移設
1. 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価		1. 教育・保育提供区域の設定		必須1	
2. 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価		2. 教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制)		必須2	
		3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策(提供体制)		必須3	
		4. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策		必須4	
		5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保		必須5	
		6. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保		任意2	
		7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携		任意3	
		8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携		任意4-1	
		9. 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携		任意4-2	(新設) 任意記載事項を追加
		10. 放課後児童対策について(仮)			新・放課後子ども総合プランが令和5年度末で終了したため、項目名は仮の名称を記載
		11. 子どもの貧困対策について			
<b>第5部 事業計画</b>		<b>第5部 計画の策定・推進</b>		任意7	(新設) 第二期計画の第1部の項目5から移設
1. 教育・保育提供区域の設定		1. 計画の策定・推進体制			
2. 教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制)		2. 関係機関との連携			
3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策(提供体制)		3. 計画の達成状況の点検・評価・見直し			
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策					
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保					
6. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保					
7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携					
8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携					
9. 新・放課後子ども総合プランについて					
10. 子どもの貧困対策について					
<b>参考資料</b>		<b>参考資料</b>			
1. 小樽市子ども・子育て会議条例		1. 小樽市子ども・子育て会議条例			
2. 用語説明		2. 用語説明			